

出会い・結婚サポート事業補助金

事業目的

この事業は、少子化の要因のひとつである晩婚化や未婚に対する取組み及び、農漁業や商工業の後継者不足解消等に対する取組みとして、結婚を希望する男女の出会いの創出やスキルアップ等が期待されるイベント等に対し、事業費の一部を補助するものです。

補助対象事業

- (1) 異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業
- (2) 男女の健全な出会いの場を創出する事業
- (3) 結婚へのきっかけづくりを支援する事業

《対象事業の条件》

- 参加者は、20歳以上の独身男女であること
- 参加者の総数は10人以上で、参加者全体の半数以上が市内在住又は市内在勤者であること
- 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ適正な額を設定すること
- 市内で事業を実施すること
- 補助を申請する年度の3月31日までに事業を完了すること

《対象とならない事業》

- 市の他の補助を受けている事業または補助対象事業
- 他の団体を補助する事業
- 事業効果が特定の個人または団体のみに利益を受ける事業
- 宗教および政治活動を目的とする事業
- 公序良俗に反する内容
- 営利のみを目的とする事業

補助対象団体

市内に活動の拠点、事務所、店舗等を有する団体。ただし次のいずれかに該当するものは除く

- (1) 営利を目的とした結婚支援事業を営むもの
- (2) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とするもの
- (3) 公序良俗に反する活動を行うもの
- (4) 暴力団員又は社会的に非難される関係を有する者を含む団体

補助金額

補助金の額は、補助対象経費から参加料等(補助対象外経費への充当を除く)を差し引いた額又は、10万円のいずれか少ない額とする。(上限額10万円、千円未満切り捨て)

※毎年度予算の範囲内で補助します。

補助対象経費

《対象となる経費》

- ・当該事業に係る経費とします。
 - 報酬等（講師・専門家・出演者等への報酬・謝金）
 - 消耗品（文具、その他消耗品）
 - 印刷費（資料、チラシ等の印刷代）
 - 通信運搬費（切手、はがき等郵便料）
 - 借上料（会場借上料、器具・機材等レンタル料等）
 - 保険料（損害保険料）
 - 手数料（振込手数料、クリーニング代等）
 - その他事業の実施に必要な経費で、市長が特に必要と認める経費

《対象とならない経費》

- 団体の経常的な運営維持管理経費
- 団体構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、交通費及び宿泊費
- 飲食費、備品、その他事業と直接関係のない経費及び、補助することが適当でないと認める経費

提出書類

《補助申請時》

以下の申請書類をご提出ください。

- (1) 交付申請書（様式 1 号）
 - (2) 事業計画書（別紙 1）
 - (3) 事業収支予算書（別紙 2）
 - (4) 申請団体調書（別紙 3）
- ※その他、団体名簿、開催要領、チラシ等あれば提出ください。

《事業終了時》

事業終了後、速やかに以下の報告書類をご提出ください。

- (5) 実績報告書（様式 7 号）
 - (6) 事業報告書（別紙 4）
 - (7) 事業収支決算書（別紙 5）
 - (8) 事業に要した費用の領収書の写し
 - (9) 消費税仕入控除税額等報告書（様式第 9 号）
- ※その他、開催概要、チラシ等あれば提出ください。
※事業内容の変更や中止となった場合は、速やかに市へご連絡ください。

《補助金請求時》

補助金額が確定（決定）したら、請求書をご提出ください。

- (10) 請求書（様式第 10 号）

申請の流れ

	①補助申請・審査 →	②事業実施 →	③実績報告 →	④補助金請求
申請団体	提出書類（１）～（４）を市へ提出	事業計画書に基づき、事業を実施	提出書類（５）～（８）を市へ提出	提出書類（９）を市へ提出
みやま市	提出書類を審査し、結果を通知	事業の相談 広報支援など	提出書類を確認し、補助金額を確定	補助金を交付

審査について

（１）～（４）の提出書類について、「公益性」、「必要性」、「事業費の妥当性」、「事業の実現性」等の審査基準に基づき審査を行います。

※補助事業の決定者は、おおむね３団体を予定しています。

❖問い合わせ・提出先❖

みやま市 総務部 企画振興課 企画・地方創生係

TEL 0944-64-1504 FAX 0944-64-1507

Mail kikaku@city.miyama.lg.jp



↓↓裏面のQ&Aをご確認ください↓↓